

Ⅲ 社会福祉法人の組織・運営

Q 48

社会福祉法人の機関

社会福祉法人を設立する場合には、どのような機関を置かなければならないのか。

A

- 1 社会福祉法人の機関としては、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事がある。
- 2 評議員会は、従来、理事の業務の執行の基本的な部分をチェックするための任意の諮問機関であったが、今般の社会福祉法人制度改革により、理事、監事、会計監査人の選任等運営に係る重要事項を決議する必置の議決機関と定められた。人数は理事の員数（6名以上）を超える数とされる。ただし、一定の事業規模を超えない法人（平成29年4月1日より前に設立された法人に限る。）については、平成29年4月1日から3年間、4人以上としている。この一定の事業規模は、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人（平成28年度以降のサービス活動収益の額は考慮しない。）としている。また、平成28年度中に設立された法人については、サービス活動収益が4億円を超えることは想定されないことから、経過措置の対象としている。
- 3 理事は、社会福祉法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する機関である。理事の人数は6人以上とされている。この理事の業務執行、意思決定の権限を現実に行使する場として理事会がある。理事会は、法律上、議決に加わることのできる理事の過半数が出席して、出席した理事の過半数により決議が行われることになる。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、理事等に対し事業の報告要求を行うなど適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っている。監事の人数は2人以上とされている。

Q 49

評議員選任・解任委員会の設置

評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。

A

評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。

評議員選任・解任委員会運営規程（札幌市モデル）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下「本会」という。）の定款6条第1項に基づき設置する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、本会評議員の選任及び解任を行う。

（構成等）

第3条 委員会は、定款第6条第2項に基づき構成する。

2 委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 本会又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

3 委員会の委員は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 委員会に議長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

（任期）

第4条 委員会の委員の任期は、本会の評議員の任期と同一とし、再任を妨げない。

2 委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（招集）

第5条 委員会は、評議員の選任又は解任が必要となった時に、理事長が招集する。

2 委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各委員に対して通知しなければならない。

（議事）

第6条 委員会の議事は、定款第6条第5項に従って行わなければならない。

（提案等）

第7条 定款第6条第3項に基づき理事会が委員会に提案を行う場合は、次に掲げる情報を提供しなければならない。

(1) 選任の場合

評議員候補者の経歴、選定理由、本会及び本会の役員等（理事、監事及び評議員）との関係その他の評議員候補者に関する情報及びその他選任に必要な情報

(2) 解任の場合

評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他評議員に関する法令、定款の規定の内容及びその他解任に必要な情報

（議事録）

第8条 委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員のうち2名が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 前項の規定により作成した議事録は、委員会開催年度の翌年から起算して10年間保存する。

（報酬）

第9条 委員の報酬は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事会の議決により委員に対し交通費等の実費を支給することができる。

（改廃）

第10条 この規則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

※ なお、第9条の規定は、報酬を支払うことにしても問題はないが、高額な報酬にならないようにし、具体的な額は理事会で決定（基準を策定）すべきと考える。また、監事や職員を委員にする場合、報酬等を二重に支払うことがないように留意する必要があると考える。

Q 50

評議員選任・解任委員の任期

評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。

A

常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

Q 51

評議員選任・解任委員会の招集

評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。

A

評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

Q 52

評議員選任・解任委員会の議事録

評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。

A

- 1 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。
- 2 その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。
- 3 また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。

Q 53

評議員選任・解任委員の選任

評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。

A

- 1 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。
- 2 この場合、特定の理事が委員を選任とした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。

Q 54

評議員選任・解任委員会への理事の出席

評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。

A

- 1 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効（法第31条第5項）とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
- 2 他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

Q 55

評議員選任・解任委員の要件①

理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

A

理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから（法第31条第5項）、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

Q 56

評議員選任・解任委員の要件②

評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。

A

事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）がなることは可能である。

Q 57

評議員選任・解任委員の要件③

評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

A

監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

Q 58

評議員選任・解任委員の要件④

理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。

A

- 1 理事については、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第31条第5項の趣旨を踏まえ、認められない。
- 2 評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。ただし、法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。

Q 59

評議員選任・解任委員の人数

評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。

A

- 1 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。
- 2 ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である。

Q 60

評議員選任・解任委員会における議題等の提案

評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。

A

- 1 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。
- 2 その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。

Q 61

評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。

A

可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。

Q 62

評議員の特殊関係人①

A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

A

人数に制限なく兼務可能である。

Q 63

評議員の特殊関係人②

A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

A

- 1 人数に制限なく兼務可能である。
- 2 ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。

Q 64

評議員の特殊関係人③

A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

A

- 1 可能である。
- 2 ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

Q 65

評議員の要件①

当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。

A

可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。

Q 66

評議員の要件②

当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

A

法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

Q 67

評議員の要件③

評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。

A

居住地等の地域による制限はない。

Q 68

評議員の要件④

当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。

A

- 1 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。
- 2 このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。

Q 69

評議員の要件⑤

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。

A

- 1 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。
- 2 このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たる場合には、評議員に選任することは適当でない。

Q 70

評議員の要件⑥

当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。

A

会計監査人については、公認会計士法第24条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができないとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。

Q 71

評議員の要件⑦

嘱託医は評議員になることは可能か。

A

- 1 改正法第40条第2項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。
- 2 また、記帳代行や税理士業務等を行う者や顧問弁護士・会計士・税理士法人で助言にとどまらず法人経営にも関与している者を評議員に選定することは適当ではない。
- 3 一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。

Q 72

共同評議員会の開催

共同評議員会の開催は可能か。

A

- 1 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなる。
- 2 他方、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。
- 3 その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。

Q 73

評議員会での役員を選任・解任決議

評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。

A

- 1 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）とされている。
- 2 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「Aを選任（解任）する」という議案に対し、「Bを選任（解任）する」という提案を行うことは可能。
- 3 これに対し、議題が「Aを選任（解任）する件」であれば、「Bを選任（解任）する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

Q 74

評議員会の議事録

評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。

A

- 1 評議員会の議事録は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（法第45条の14第8項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない（注1）。
- 2 しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。

（注1）

理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事長と定めることもできる（法第45条の14第6項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

社会福祉法

（理事会の運営）

第45条の14（略）

2～5（略）

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7（略）

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9（略）

Q 75

一時評議員を請求する利害関係人

「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。

A

当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。

Q 76

権限濫用と認められる場合

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。

A

権限濫用と認められる場合とは、例えば、平成28年6月20日付け事務連絡「社会福祉法人制度改革における理事等の解任について」において示したとおり、理事等の解任事由は法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反等がある場合に限定されると解されるが、このような場合に該当しないにもかかわらず、不当な動機により、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合である。

Q 77

評議員会における議長

定款例第14条の備考において「議長」とあるが、その選任方法は。

A

- 1 社会福祉法において議長に係る規定はないが、議長を置くことは可能である。
- 2 議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい。

Q 78

定時評議員会の招集通知

定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならないのか。

A

計算書類等の備置きの始期は定時評議員会の日から2週間前の日からであるが、招集通知については1週間前までに通知を発すれば足りる。

Q 79

理事会と評議員会との間隔

評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。

A

定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（改正法第45条の32第1項）との関連から、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くことになる。

Q 80

計算書類の備え置き

定時評議員会の2週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。

A

- 1 定時評議員会の2週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているため、理事会における計算書類の承認は定時評議員会の2週間前に行うことが必要である。
- 2 法律上、定時評議員会の承認前から計算書類を備え置くことになっていることから、「定時評議員会で承認を受ける前であるため、修正等があり得る」等の付記は不要であるが、法人の判断で付記することも差し支えない。また、仮に定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うこととなる。

Q 81

役員に欠員が生じた場合

評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。

A

法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、選任した役員（再任されなかった役員）が、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する（第45条の6第1項）。

Q 82

特定の公職にある者、関係行政庁の職員の具体例

社会福祉法人審査基準では、地方公共団体の長等特定の公職にある者、関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員になることは適当でないとしているが、その具体的例はどのような者か。

A

社会福祉法人の役員についてこれらの要件が求められるのは、社会福祉法第 61 条第 1 項第二号において、「国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営業者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」として、法人の役員、運営方針等に対し、行政庁の過度の関与の可能性を排除しているためである。

社会福祉法人審査基準においては、「地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に一中略一参加したりすることは適当でないこと」とされているが、特定の公職とは地方公共団体の長、副知事、副市長、出納長、及び会計責任者の三役のことである。

また、「慣例的に」とは、市長は役員に参加することと決定されているような、いわゆる当て職のことであるので、法人の役員である者が市長等になった場合又は当該公職者の経歴が社会福祉事業についての豊富な知識経験を有すると認められる場合にはこの限りではない。

次に社会福祉法人審査基準においては、「関係行政庁の職員が法人の役員となることは一中略一差しひかえること」とされているが、関係行政庁とは、当該法人に監督権等を有する行政庁であるので、他の地方公共団体の職員及び直接関係しない分野の職員、例えば通常の人事異動によっては法人担当や施設指導担当の部署に配属される可能性のほとんどない教職員、警察官等は含まれないものである。

審査基準

第3 法人の組織運営

1 役員等

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第 61 条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の 5 分の 1 の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。

Q 83

理事、監事、評議員の任期

新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

A

1 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第45条）。ただし、定款によって短縮することは可能（法第45条ただし書）。任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。例えば、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成30年6月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年間となるが、平成30年4月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年2ヶ月間余となる。

2 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

3 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第41条第1項）。定款で「4年」を「6年」まで伸長することは可能（同項ただし書）。

Q 84

理事の任期

理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

A

1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第45条ただし書）が伸ばすことはできない。このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。

2 したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

(役員任期)

第45条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

Q 85

理事及び監事の任期の起算点

新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。

A

- 1 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となる（法第45条）。ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となる（同法第38条参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。
- 2 なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

Q 86

評議員、役員 の就任日

評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。

A

- 1 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。
- 2 なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。

Q 87

評議員、役員への補欠

理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。

A

- 1 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる（第43条第2項）。補欠の役員任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則としつつ（法第45条）、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能（法第45条）。
- 2 評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である（第41条第2項）。補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが（法第41条第1項）、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることが可能（法第41条第2項）。

Q 88

社会福祉施設の職員の役員就任

社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員を当該法人の役員とすることについては何か制約があるのか。

A

社会福祉施設の職員を当該法人の役員とすることについては、平成28年法改正前の社会福祉法人審査基準において、「評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと」とし、外部の意見が法人運営に反映できるよう制約を設けていた。しかし、法改正によりこの項目は削除されたことから、職員が理事を兼任することについての制限はなくなり、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」といった理事の要件を満たしているものがそれぞれ1名いるのであれば、理事全員が法人の職員であることも可能である。

なお、監事については社会福祉法第44条第2項により、職員と兼任することはできない。

審査基準

第3 法人の組織運営

3 理事

(2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第4項）。

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）

- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同 項第2号）
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）

社会福祉法

（役員資格等）

第44条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

Q 89

親族その他特殊の関係がある者

施設の職員及び嘱託医師が社会福祉法人の理事になることは、理事長と特殊関係にある者として制限されるのではないか。

A

「特殊の関係にある者」の例として、雇用関係にある者があげられるが、これには当該法人の内部における雇用関係は含まないものとして取り扱われている。

Q 90

社会福祉法人設立時の評議員、役員を選任

新制度における社会福祉法人設立時の評議員、役員を選任はどうか？

A

設立当初の役員は設立代表者が決めた役員であり、正規の手続で選任されたものではないので、
①設立当初の理事会により評議員選任・解任委員を選出 ②評議員選任・解任委員会を開催し、正規の評議員を選出 ③評議員会を開催し、正規の役員を選出 ④正規の理事会を開催し、理事長互選を行うこととなる。

Q 91

議員の役員就任

議員が社会福祉法人の役員に就任することには問題はないか。

A

- 1 国会議員が社会福祉法人の役員になれないとする規則等は存在しない。
- 2 ただし、理事の要件としては社会福祉法人審査基準により、

- ① 社会福祉事業に熱意と理解を有し、かつ、実際の法人運営の職責を果し得る者であること。
- ② 実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当でないこと。
とされている。

このため、国会議員が社会福祉法人の理事となることについては、実態的に困難である場合が予想される。

- 3 また、これは地方議会議員についても同様である。

札幌市は「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」にて、理事の要件の一つとして次のことを要求している。

第4 法人の組織運営

1 役員等

- (4) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員及び役員として名目的に選任することは、適当でないこと。したがって、以下のような者で、実際に法人運営に参画できないと認められる者は、適当でないこと。

ア 健康状態の著しく悪い者

イ 兼職の多い者

ウ 法人の事務所あるいは経営する施設から遠隔地に存在する者等

Q 92

理事の職務

社会福祉法人の理事はどのような職務を行うのか。

A

- 1 社会福祉法の改正により、社会福祉法人の代表権は理事長のみに限定されたことから、理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担うこととなる。
- 2 よって、具体的な契約等に際し、社会福祉法人の代表者として名称をあげられるのは理事長となるが、一部の法人において、契約者を施設長としているケースが見られるので、留意が必要である。

Q 93

理事の要件

社会福祉法人の理事はどのような要件を満たす必要があるのか。

A

- 1 社会福祉法人の理事個人が満たすべき要件としては次のようなものがある。(審査基準)
 - ① 社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ実際に法人運営の職責を果し得る者であること。
 - ② 名目的に理事として名を連ねる者でないこと。
 - ③ 関係行政庁の職員でないこと。これは公私分離の原則に基づくものである。
 - ④ 地方公共団体の長、副知事、副市長など特定の公職にある者が慣例的に選出されるものでないこと。
 - ⑤ 社会福祉法第44条第1項で規定されている役員の欠格条項に該当する者でないこと。
このうち、③については、社会福祉協議会の場合は例外がある。
 - ⑥ 暴力団等の反社会的勢力の者は理事となることができないこと。
- 2 次に社会福祉法人全体として理事になる者には、次のような制限がある。(審査基準)
 - ① 親族等特別の関係にある者が一定数を超えないこと。これは、社会福祉法人が公共性あるものとして適正なものである必要があるからである。
 - ② 社会福祉事業の経営に関して識見を有する者が理事に参加していること。
 - ③ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じているものが理事に参加していること。
 - ④ 当該社会福祉法人が施設を経営している場合にあっては、当該施設の管理者が理事に参加していること。

社会福祉法

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
(役員の資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

審査基準

第3 法人の組織運営

1 役員等

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと(法第40条第1項及び第44条第1項)。
 - ① 法人(同項第1号)
 - ② 成年被後見人又は被保佐人(同項第2号)
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第3号)
 - ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第4号)
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員(同項第5号)
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない(法第44条第4項)。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(同項第1号)
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(同項第2号)
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者(同項第3号)
- (3) 理事は、6人以上でなければならないこと(法第44条第3項)。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(以下(4)において「理事の親族等特殊関係者」という。)が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと(法第44条第6項及び施行規則第2条の10)。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき(法第45条の13第2項第1号)、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること(法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項)。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)を理事会で選定することができること(法第45条の16第2項第2号)。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

Q 94

施設とは何か

理事の構成について「施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。

A

- 1 原則として、法第 62 条第 1 項の第 1 種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第 2 種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人の経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に扱う。
- 2 また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事となることができる。

Q 95

理事の要件である「当該施設の管理者」

理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。

A

施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1 人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

Q 96

社会福祉法人と取引関係のある者の理事への選任

社会福祉法人が経営する社会福祉施設の運営に必要な物品を理事が経営する会社から購入することがありうるが、この場合の契約はどのようにするのか。

A

理事が経営する営利事業と関連の深い取引を法人が行おうとする際には、入札価格の決定、業者の決定等の理事会を開催するにあたっては、当該理事の退場を求め、他の業者と同一の条件で入札等に参加できるように配慮すべきである。

Q 97

施設長と理事長の兼任

施設長が理事長を兼任することは差し支えないのか。

A

- 1 法人制度の理念としては、理事長と施設長が兼務しない方がチェック機能が有効に働くと考えられる。
- 2 しかしながら、社会福祉法人の場合、一概に兼務が不適正な法人運営に結びつく蓋然性が高いとはいえない。特に、1法人1施設の場合、わざわざ兼務を排除することは、円滑な法人運営に資さない場合もあり得る。
- 3 従来の札幌市の取扱いは、「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」にて原則的に兼任を禁じていた。しかし、かねてから、小規模な法人において、法人と施設の一体的な運営を行ううえでも兼任は有効であると考えられること、人材の確保が困難であることなどの理由で兼任を容認してほしいとの要望が出されていたことから、平成29年3月の要綱改正で制限を廃止することにより、理事長と施設長の兼任については、一律の取り扱いとせず、各法人の判断に委ねたところである。

Q 98

法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（民間社会福祉団体の代表者等）

社会福祉法人審査要領で「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」の例示としてあげられている「民間社会福祉団体の代表者等」の範囲はどこまでか。

A

- 1 民間社会福祉団体としては、同通知によれば、社会福祉に関するボランティア団体、親の会等とされているが、具体的には、老人クラブ、身体障害者等の援助を目的としたボランティアグループ、社会福祉法人、施設の後援会等各種の任意団体のことである。
- 2 代表者等とは、単に最高責任者にとどまらず、副責任者、部門の責任者、また、長年にわたり当該事業に従事した者で、役員ではないものの事実上構成員の相談に応ずる役割を専らにするものなどをさしている。

審査要領

第3 法人の組織運営

(2) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。

ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

Q 99

社会福祉事業について識見を有する者（養護学校の教員資格を有する者）

養護学校の教員資格を有する者は、社会福祉事業について識見を有する者として取り扱ってよいか。

A

養護学校の教員は、社会福祉事業に従事する者として、知識経験を有する者と考えられる。養護学校の教員資格を有する者についてもその養成過程において、実習を含めた幅広い知識経験を有しており、社会福祉事業に従事する者と同列に取り扱ってよいと考えられるので、社会福祉について知識経験を有する者に該当する。

審査要領

第3 法人の組織運営

(1) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。

ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

Q 100

総裁、会長の名称

理事でない者に総裁、会長の名称を与えることは許されるか。

A

平成 28 年改正法前の定款準則第 5 条備考(3)において「理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと」としていたのは、あくまで理事長及び理事の名称について述べたものであり、理事でない者についてはふれていない。もし、理事でない、何ら権限を有さない者に対しこれらの名称を与えた場合、理事長である総裁、会長との区別が困難になり、混乱を引き起こすこととなるので適当ではない。

問のような場合は「名誉総裁、名誉会長」のように、その名称上、理事でないことが推定できる名称とすべきである。

また、社会福祉法は名誉理事的なものを規定していないので、定款にその職を登載することは問題が残ることから、あえてその職を設置するとすれば、社会福祉法人名誉総裁（会長）称号授与規程等により対応することが現実的対応と判断される。

Q 101

理事が地位を失う場合

理事がその地位を失うのはどのような場合か。

A

理事がその地位を失うのは次の場合である。

- ① 理事の任期が終了した場合
- ② 理事が死亡した場合
- ③ 理事を解任された場合。次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ア) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、イ) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ④ 理事が辞任した場合
- ⑤ 理事の欠格条項に該当するようになった場合。欠格条項としては⑦成年被後見人又は被保佐人、⑧生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、⑨⑩に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、⑪社会福祉法第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員である。

社会福祉法

(一般的監督)

第 56 条

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一

部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。

第 58 条

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人又は被保佐人

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
(役員の資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

Q 102

理事が総辞職した場合の理事の選任

理事が総辞職した場合の理事の選任方法はどのように行ったらよいか。その場合の任期はどうなるのか。

A

- 1 評議員会で選任することとなる。(開催方法としては、評議員による招集及び評議員全員の同意によって招集手続を省略する方法がある。)
- 2 任期については、定款に「前任者の任期の満了するときまですることができる」と定めている場合を除き、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる

Q 103

監事の資格要件①

監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。

A

- 1 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。
- 2 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

Q 104

監事の資格要件②

当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。

A

- 1 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
- 2 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。

Q 105

監事の資格要件③

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。

A

- 1 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
- 2 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たるため、監事に選任することは適当でない。

Q 106

監事の職務の分担

複数の監事を置いた場合、各々の監事の職務は、理事の業務執行に関する監査と会計に関する監査を分担して差し支えないのか。

A

監事は一人ひとりが理事の業務執行に関する監査と会計に関する監査とを行うことが原則であるが、職務を分担し、協力して監査を行うことを妨げるものではない。

社会福祉法人審査基準においては、監事には社会福祉事業について識見を有する者と財務管理について識見を有する者が含まれなければならないとしている。

審査基準

第3 法人の組織運営

3 監事

(2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第5項）。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）
- ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）

Q 107

理事会と評議員会の同日開催

平成29年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。

A

- 1 評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。
- 2 なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催としない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。

Q 108

監事の理事会への出席

監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。

A

- 1 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。
- 2 なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。

Q 109

理事会開催請求に応じない場合の理事会開催方法

理事長が理事の理事会開催請求に応じない場合、どのようにして理事会を開催すればよいのか。

A

1 招集権者以外の理事による招集

招集権者（定款で理事長が理事会を招集する理事と定めている場合が多い。）以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項（理事会の議題と同義）を示して、理事会の招集を請求することができる。

理事による招集請求の日から5日以内に、理事による招集請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、招集請求した理事は、自ら理事会の招集をすることができる。

2 監事による請求

監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認める場合において、必要があると認めるときは、招集権者に対し理事会の招集を請求することができる。

監事による招集請求の日から5日以内に、監事による招集請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、招集請求した監事は、自ら理事会の招集をすることができる。

社会福祉法

(理事会の運営)

第四十五条の十四 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

第四十五条の十八

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会への出席義務等)

第百一条

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

Q 110

理事会への書面出席の可否

理事会の招集に対し、理事が、各議案に対する賛否の意思を表示した書面を出席理事に託した場合、出席したとみなしてよいか。また、表決数に含めてよいか。

A

平成 28 年改正法の施行前は、定款に「あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす」旨の規定を設けることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使が認められていたが、平成 28 年改正法の施行後は、理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされており、書面による表決は認められなくなった。

なお、定款に、理事会の議案について、理事の全員の事前の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、この定めがあるときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があつたとみなされる。

ちなみに、評議員会においても同様の規定がある。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(理事会の決議の省略)

第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（評議員会の決議の省略）

第194条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

Q 111

理事会の議長の表決権

理事会の議長には表決権があるか。表決権があるとされた場合、当初から一票を投じられるか又は可否同数の場合のみなのか。

A

平成28年法改正前の定款準則では、「理事総数の過半数で決定し」とあり、理事総数とは理事の現在員数であって出席理事数ではないことから、議長である理事に表決権がないとすることは理事会の議決を著しく困難なものにしてしまうので、当該権利を有すると解すべきである。ただし、これは可否同数のときの決定権として行使されるものであり、可否同数のときより前の議決は基本的にできない。

定款例には同様の記載はないが、準則の考え方を踏襲して問題ないと思われる。

定款準則

（理事会）

第9条

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（備考）

(4) 議長の議決権については、第6項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

Q 112

理事長の職務代理者

「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する等）。

A

- 1 改正社会福祉法においては理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなっているので、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効である。
- 2 なお、理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有することとなる。また、事故等により理事長が欠けた場合については、理事会を開催して新たな理事長を選定することとなる。
- 3 また、改正前においては、法第39条の4により、利益相反行為については理事が代理権を有しないこととされ、定款準則第10条第2項により、利益相反行為及び双方代理となる事項についての理事長の職務代理が示されているが、現行制度においては、現行法第39条の4の規定は廃止されるとともに、改正法第45条の16第4項により一般法人法第84条が準用されることとなる。
- 4 そのため、改正後においては、利益相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされている。

（参照条文）

改正法第45条の16第4項 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一般法人法

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（自己契約及び双方代理）

第八十条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

Q 113

業務執行理事の設置

業務執行理事は必ず置く必要があるのか。

A

法人の任意である。

Q 114

社会福祉法人における執行役員制度

株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。

A

- 1 理事会において、特定の業務執行を理事（理事長、業務執行理事）ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いは可能である。
- 2 ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委譲されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。

Q 115

会員制度

社会福祉施設を経営する法人も会員制度を設けることができるのか。

A

会員とは一般的には社団的団体における構成員を称するのが通例であり、施設経営を行う法人は社団的な団体ではないため、構成員であると誤認させることにもなるので認められない。

Q 116

報酬基準に含まれる報酬

交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

A

交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

Q 117

報酬等の支給基準

報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということの意味なのか。

A

- 1 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第45条の35第1項）。
- 2 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。
- 3 なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。

Q 118

報酬等の総額の公表

理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

A

- 1 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
- 2 他方、個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

Q 119

計算書類を監査することができない者

社会福祉法第45条の2において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。

A

1 会計監査人については、公認会計士法第24条第1項において、以下の計算書類については、会計監査ができないものとされている。

- ① 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であった会社その他の者の財務書類
- ② 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であった会社その他の者の財務書類
- ③ ①及び②に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 したがって、当該社会福祉法人の役員（過去1年以内に当該法人の役員であった者含む。）、職員（過去1年以内に当該法人の職員であった者を含む。）については、上記①又は②に該当し、会計監査人になることはできない。

評議員については、上記①の「これに準ずるもの」に該当するため、会計監査人となることはできない。

Q 120

会計監査人の要件①

当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

A

記帳代行業務を行う公認会計士が、同時に、当該法人の会計監査人に就任した場合、自身が作成した計算書類を自身で監査することとなり、自己点検に該当するため、適当でない。

Q 121

会計監査人の要件②

当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

A

公認会計士法第24条第1項第3号及び第2項、同施行令第7条第1項第6号において、税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該法人から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行うことができないとされており、会計監査人になることはできない。

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類二 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

三 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合

Q 122

「法人の責めによらない理由」とは

会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。

A

法人の責めによらない理由とは、①災害の発生、②公認会計士事務所又は監査法人の倒産、③会計監査人が法第45条の5第1項各号（以下 i から iii）のいずれかに該当すること、により会計監査人と契約解除せざるを得ない場合である。

- i 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ii 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- iii 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等

Q 123

社会福祉法人が法人格を取得する時期

社会福祉法人が法人格を取得するのは所轄庁の認可を受けたときか、登記をしたときか。

A

社会福祉法第34条においては、「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する」とされ、法人格の取得の時期は登記日であることが示されている。

また、社会福祉法人で、登記を効力発生の要件としているものには、法人格の取得のほか合併（第54条）がある。

なお、登記は通常は第三者対抗要件であるが、認可でなく登記を成立要件としたのは、登記を促すことによる社会福祉法人の保護と登記することによる閲覧を目的としたものと解される。

社会福祉法

（成立の時期）

第34条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（合併の時期）

第54条 社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

Q 124

社会福祉法人の分割、合併

社会福祉法人を分割することは可能か。社会福祉法人以外の者と合併することはできるのか。

A

社会福祉法において、合併はあるが法人を分割するという考え方はない。ただし、新たな法人を設立して当該法人に従来社会福祉事業を行ってきた法人（以下「旧法人」という。）の社会福祉事業の一部を開始させ、旧法人の事業目的から当該事業を削除することによって、実質的に分割したと同様の効果を得ることができる。

次に、社会福祉法人以外の者との合併については、分割と同様想定されていない。したがって、当該社会福祉法人以外の者が行っている事業が、社会福祉法人の事業としてなじむものか、社会福祉法人にとって当該事業が必要か等を十分審査したうえで、当該社会福祉法人がその事業を新たに開始することとし、他の者については事業の廃止又は団体の解散を行うこととなる。

今後は、社会福祉法人改革により合併の申請件数の増となる可能性がある。

Q 125

解散事由

社会福祉法人は、どのような場合に解散するのか。

A

社会福祉法第 46 条によれば、

- ① 評議員会の決議。
 - ② 法人が定款に、法人の存続期間等解散事由が明記され、それが発生した場合。
 - ③ 法人の目的としている社会福祉事業の経営が客観的に不可能となった場合で、所轄庁の認定を得た場合。
 - ④ 法人が合併した場合で、新設合併の場合は両法人とも、吸収合併の場合は吸収される側の法人が解散する。
 - ⑤ 裁判所の破産の宣告があった場合。
 - ⑥ 所轄庁の解散命令がなされた場合。
- とされている。

なお、②及び⑤により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出ることとされており、また、合併、破産以外の解散にあつては、清算終了までは、清算の目的の範囲内において、なお、法人が存続するものとみなされる。

社会福祉法

(解散事由)

第 46 条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 評議員会の決議
 - 二 定款に定めた解散事由の発生
 - 三 目的たる事業の成功の不能
 - 四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）
 - 五 破産手続開始の決定
 - 六 所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

Q 126

解散命令（正当な事由）

社会福祉法人が正当な事由がないのに 1 年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命令されることがあるが、正当な事由とはどのような場合があるのか。

A

1 年以上にわたってその目的とする事業を行わないときとは、法人の成立後、1 年を経過する場合と、事業存続中に 1 年以上にわたって事業を中止している場合とが考えられるが、成立時に 1 年を経過する場合の正当な事由とは、補助金の支出が 2 年度にまたがり、1 年では施設の整備が行い得ない場合、施設の滅失等により施設の利用ができない場合が考えられる。

事業存続中に 1 年以上にわたって事業を中止している場合の正当な事由については、施設を全面改築するため一時的に事業を休止せざるを得ないような場合及び施設の滅失等の場合が考えられる。

いずれにしても個別的な問題であるので、事例に即して判断されるものである。

社会福祉法

(一般的監督)

第 56 条

- 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに 1 年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

Q 127

定款変更手続の開始時期

既存の社会福祉法人が新たに事業を追加する場合、定款変更の手続はどの時点で進めるべきなのか。

A

施設を経営する事業を行う場合には、建設計画、建設補助金、借入金、贈与契約等必要な手続が終了した段階で、すみやかに行うことが適当であり、あえて建物の完成を待って行う必要はない。施設を経営しない事業を行う場合にあっては、必要な資金計画、事業計画が固まった段階で手続を進めることとなる。

Q 128

届出事項

定款変更事項のうち届出をすれば足りるのはどのような事項か。

A

社会福祉法施行規則によれば、①事務所の所在地の変更、②基本財産の増加、③公告の方法の変更の3点については、届出事項とされている。法人の定款の変更は、原則としてすべて所轄庁の認可が必要であり、認可により変更後の定款が効力を有することとなるので留意すること。

社会福祉法施行規則

(定款変更の届出)

第4条 法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項
- 二 法第三十一条第一項第九号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）
- 三 法第三十一条第一項第十五号に掲げる事項

2 前条第一項の規定は、法第四十五条の三十六第四項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

社会福祉法

(申請)

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 四 事務所の所在地
- 九 資産に関する事項

Q 129

従たる事務所の設置

社会福祉法人が従たる事務所を設置する場合、届出で足りるか。

A

- 1 社会福祉法人の定款に規定する事項を変更しようとするときは、原則として、所轄庁の認可を受けなければ効力を生じないとされている。
- 2 しかし、その内容が軽微な次の事項については届出で足りるとされている。
 - ① 事務所の所在地
 - ② 資産に関する事項（基本財産の増加に限る）
 - ③ 公告の方法
- 3 したがって、社会福祉法人がすでに従たる事務所を設置している場合で、その所在地を変更するときは、届出で足りることになるが、新たに従たる事務所を設置する場合は、原則どおり所轄庁の認可を受ける必要がある。

Q 130

軽微な定款の変更

軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。

A

- 1 理事が評議員会の目的である事項（議題）について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができる者）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第1項）。
- 2 したがって、評議員会の議案につき、評議員の全員から書面や電子メールで同意を得れば、評議員会を現実に開催しないことは可能である。
- 3 なお、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る文書又は電磁的記録については、議事録と同様に、その主たる事務所に10年間保存しておかなければならない（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第2項）。

Q 131

登記事項

社会福祉法人が登記すべき事項にはどのようなものがあるのか。

A

社会福祉法第 29 条は、まず設立の場合の登記を規定しており、この登記内容としては①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権を有する者の氏名、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額とされている。そしてこれらの事項に変更を生じた時も登記しなければならない。

その他、解散、合併、清算人の就任またはその変更、清算の終了、代表者の職務執行停止、設立無効の確定の各場合にも登記することとされている。

これらのうち、設立及び合併については、登記をもって効力が発生することが同法第 34 条及び第 50 条に定められている。また、第 29 条により登記は第三者に対する対抗要件とされている。

なお、これらの登記事項を登記しない場合は、同法第 133 条の規定により 20 万円以下の過料の対象とされている。代表者の変更については、任期満了にかかる重任についても登記すべき事項であるとされているので、注意を要する。

なお、登記については第 V 章を参照されたい。

社会福祉法

(登記)

第 29 条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

(成立の時期)

第 34 条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(吸収合併の効力の発生等)

第 50 条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

Q 132

登記と公告

社会福祉法第 29 条の規定に基づいて、社会福祉法人が登記した事項は登記所において公告しなければならないとされているので、社会福祉法人が自ら行う公告は省略できないのか。

A

法第 28 条の公告は、登記所の掲示場に公告されるものであるが、社会福祉法人は公共性が高く、かつ、地元の協力を得ずには、良好な処遇を確保し得ない面も多々あることから、単に登記所において公告するのみならず、法人の定款に従って法人の掲示場に掲示し、さらに新聞等に掲載することとなる。

なお、解散時の債権申出の催告及び破産手続きの開始については、官報によって公告すること。

Q 133

会計基準

社会福祉法人の会計基準とはどのようなものか。

A

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うために、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが期待されている。社会福祉法人が自らに期待される役割を積極的に果たせるようにするとともに、法人としての公益性を維持し、入所者等の処遇に支障を与えることなく自主的な運営が行えるように、社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」という。）が定められている。

現在の会計基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用（経過措置があり平成 27 年度から全ての法人に適用）になっているが、それまでは「特別会計」とされていた公益事業、収益事業も含め、法人が実施する全ての事業（社会福祉事業・公益事業・収益事業）が適用対象であり、法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするるとともに、外部への情報公開に資するものになっている。

なお、今般の社会福祉法人制度改革に伴い、内容には変更はないが規範性を持たせる意味から、従来の局長通知としての扱いから、厚生労働省の会計基準省令としての扱いに格上げされた。

<会計基準の特徴（これまでの基準との変更点）>

- (1) 法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、公益事業及び収益事業を含め、法人で一本の会計単位とすることとした。
- (2) 施設・事業所毎の財務状況を明らかにするため、拠点区分を設けることとした。また、施設・事業所内で実施する福祉サービス毎の収支を明らかにするため、サービス区分を設けることとした。
- (3) 計算書類の体系は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録とした。
 - ① 資金収支計算書は、支払資金の収入、支出の内容を明らかにするために作成し、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支に区分するものとした。
 - ② 事業活動計算書は、法人の事業活動の成果を把握するために作成し、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減差額の部に区分するものとした。
- (4) 資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表については、事業区分、拠点区分の単位でも作成することとした。
- (5) 従来の明細書、別表を整理した上で、重要な資産及び負債等の状況を明確にするために、借入金、寄附金、積立金等についてその内容を明らかにする附属明細書を作成することとした。
- (6) 基本金の範囲を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄附金に限定し、4号基本金を廃止した。
- (7) 引当金の範囲を徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定し、その他引当金を廃止した。
- (8) 財務情報の透明性を向上させるため、1年基準、時価会計、リース会計などの会計手法を導入した。

なお、会計基準は法人全体の計算を以下の3つに分類している。

法人全体、事業区分別、拠点区分別に資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

1 事業区分

- 法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分する。

2 拠点区分

- 事業区分を拠点（施設・事業所）別に区分する。

3 サービス区分

- その拠点で実施する事業別に区分する。
- サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、その拠点で実施する事業の必要に応じて作成する。

また、法人は会計基準に基づき、会計処理に必要な事項について経理規程を定めることとされている。

社会福祉法

第四節 計算

第一款 会計の原則等

第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

Q 134

予算①

社会福祉法人の予算は誰がどのように編成していくのか。

A

法人は、毎年度、全ての収入及び支出について予算を編成し、資金収支予算書を作成した上で、その予算に基づいて事業活動を行うものである。また、資金収支予算書は、事業計画をもとに、各拠点区分ごとに資金収支計算書の勘定科目に準拠して作成する（留意事項2の(1)、(2)）。

資金収支予算書の作成に関する手続きは法定されていないが、収入支出予算の編成は法人の運営に関する重要事項であり、定款において、その作成及び承認に関して定めておくべきである（注）。

（注）定款例第31条第1項では、予算は理事長が作成し、

（例1）理事会の承認

（例2）理事会の決議を経て、評議員会の承認

を受けなければならないとしている。

※ 定款において、予算を評議員会の承認事項とすることは、租税特別措置法第40条の適用を受ける場合の要件とされているため、同条の適用を受けようとする法人は、例2の規定とすることが必要がある。

社会福祉法人の予算は、毎会計年度における当該法人の財務指針として、当該法人の事業計画の大綱を確立し、事業の円滑な運営を図る目的をもって収支の合理的規制を行うものである。

したがって、理事長は次の点に留意して予算を編成していく必要がある。

(1) 収支、支出予算規模

法人において一定期間の収支、支出の区分をはっきりさせて、収支はその全額を収支予算に計上し、支出もまたその全額を支出予算に計上することが法人予算編成の原則となる。

収入予算の規模は、拠点区分別の当該期中の予定収入総額と前期末支払資金残高との合計額を限度にしなければならない。支出予算の規模は、収入合計額を限度に収支の均衡を失わないよう定めなければならない。

(2) 各予算科目の経費の見積り

予算は、収入支出の予算科目に従って全額を予定的に計算して系統的組織的に編成することが要求される。

経費の見積りは、当該法人の目的を達成するために行われる経営活動に係る事業計画の内容を計数的に表示することが基本になる。手順としてはまず当該予算年度における社会福祉法人の運営方針の大綱及び組織単位の事業計画を策定し、予算の編成方針を明確にする。予算編成方針が決まれば、その方針に則して必要な資料を集め、予算の見積り作業を行う。収入・支出の見積り作業は、予算科目別に集められた資料に基づく員数・単価を基礎として積算する。

社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項

2 予算と経理

(1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を

編成することとする。

また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書勘定科目に準拠することとする。

(2) 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。

なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

Q 135

予算②

社会福祉法人の予算は、会計年度開始前に、理事長が編成すれば足りるのか、理事の同意を得ていなければならないのか。

A

社会福祉法人の予算は、会計年度開始前に法人の予算を成立させ、事業執行に支障を生じさせないこととすることにあるので、会計年度開始前までに出席理事の過半数の同意を得ておく必要がある。

Q 136

決算

社会福祉法人の決算は誰がどのようにすすめるのか。

A

決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算関係書類及びその附属明細書）及び財産目録（以下「計算関係書類等」という。）を作成し、所轄庁に提出しなければならない（法第59条）。

具体的には次のように手続きを進めることになる。

- (1) 会計責任者は毎会計年度末日において決算整理を行い、総勘定元帳及び各種補助簿を締切り、計算関係書類等を作成して、これを理事長に提出する。
- (2) 会計責任者から決算計算書類の提出を受けた理事長は内容を審査のうえ、監事の監査を経てから理事会にはかり、その承認を得ることになる。この後、計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けなければならない（法第45条の30、規則第2条の40）。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件（注）を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる（法第45条の31、規則第2条の40）。

（注）会計監査人設置法人が計算書類及び財産目録について、評議員会の承認を要さない要件は次の①から③の全てを満たす場合である（規則第2条の39）。

- ① 計算書類についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること
- ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果相当でないと認める意見がないこと
- ③ 計算書類に関する監事の監査報告が特定監事が期限までに通知しなかったことにより、通知があったものとみなされたものでないこと

計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならない。

社会福祉法

（計算書類等の定時評議員会への提出等）

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人設置社会福祉法人の特則）

第四十五条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

（所轄庁への届出）

第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

- 一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等
- 二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

社会福祉施行規則

(計算書類の承認の特則に関する要件)

第二条の三十九 法第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 法第四十五条の三十一に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第二条の三十第一項第二号イに定める事項が含まれていること。
- 二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。
- 三 法第四十五条の三十一に規定する計算書類が第二条の三十四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

(財産目録)

第二条の四十 法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時評議員会(法第四十五条の三十一の規定の適用がある場合にあつては、理事会)の承認を受けなければならない。

2 法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

Q 137

現金の預け先として認められている確実な金融機関

定款例第30条第2項で現金の預け先として規定されている確実な金融機関とは何か。

A

確実な金融機関としては、銀行、信用金庫、農業協同組合及び漁業協同組合等がある。

定款例

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

Q 138

確実な有価証券

定款例第 30 条第 2 項に規定されている確実な有価証券とはどのようなものか。

A

確実な有価証券といってよいものとしては、国債、地方債及び中期国債ファンド等これらの運用金融商品がある。確実な有価証券ということができないものとしては、元本が保証されていない株式、社債等がある。なお、基本財産以外の財産については、定款にて定め、理事会の議決を経ることにより株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行うことができる。

社会福祉法人審査基準

第 2 法人の資産

3 資産の管理

- (2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

定款例

（資産の管理）

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

Q 139

施設内売店及び社会福祉事業と一体的に実施される事業の経理

施設内売店の経理は特別会計とすべきか。また、社会福祉事業と一体的に実施される事業の経理はどう区分するのか。

A

- 1 社会福祉施設において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する事業については収益事業に位置づける必要はないとされている。特定の者を対象としたものであるが、公益事業に準じ、サービス区分で経理すべきである。
- 2 定款上社会福祉事業と記載されている事業については小規模なものでも、サービス区分を設けることが必要とされている。

ただし事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために一体的に実施される事業（指定居宅介護支援事業、指定訪問入浴介護事業、高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業など）を、社会福祉事業である介護保険事業と併せて実施している場合は、費用負担軽減の観点から、定款の記載の有無にかかわらず、当該社会福祉事業と併せて実施される事業を一体的に処理して差し支えないこととしている。

ただし、この場合、それぞれの事業の収支分析を行う観点から、サービス区分によりその内容を明らかにしておく必要がある。

また、いわゆる空きベッド活用方式による指定短期入所生活介護事業については、介護保険法に基づく基準により配置すべき職員の数を算定するに当たって、当該事業の利用者を指定介護老人福祉施設の入所者とみなして取り扱うこととされている。